

## 【重要な御連絡】

雇用保険受給資格者の皆さまへ

### 次回の失業認定日の取扱いについて

日頃より、公共職業安定所は、利用者の皆さまの目的に合わせたより良いサービスの提供に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症における情勢の変化に合わせ、随時、感染防止策を講じており、ご利用に支障が生じてご負担をお掛けしておりますこと、何卒ご理解賜れば幸いです。

今般、栃木県において新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が発令されたことに伴い、下記のとおり、雇用保険受給者の皆さまへの新たな感染防止策を講じることとしましたので、ご理解いただくようお願い申し上げます。

#### 1 認定日等における来所の取扱いについて

公共職業安定所におけるクラスター感染の予防や高齢者や基礎疾患をお持ちの方への配慮として、緊急事態宣言発令期間中の認定日における来所は、原則控えていただくこととします。

このため、原則、「郵送での認定」※を行う取扱いとします。

※ 来所による対面での失業の認定を特例的に「受給資格者証」と「失業認定申告書」を郵便で送っていただき、失業の認定を行うこと

#### 2 「郵送での認定」を行う場合

「郵送での認定」を行う場合は、電話でのご連絡は必要ありません。

郵送する場合は、失業認定申告書 に認定対象期間について失業の状況を記載するとともに、備考欄に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難」と記載してください。

郵送処理については、失業認定申告書 と 受給資格者証 を封緘して、認定日から7日以内の消印 のものでハローワークあてに送付してください。

(注) 認定日より前に送付しないようお願いいたします。

### 3 その他

今回の措置は、公共職業安定所のご利用時間に窓口への来所が集中化することを防止し、クラスター感染の発生等を防止するための措置でありますので、ご本人様が当初予定していた認定日での来所を強く希望される場合には、感染予防の徹底にご協力いただければ、予定通り当初の認定日に失業の認定を行うことも可能とさせていただきます。

宇都宮公共職業安定所【電話番号】	028-638-0369
那須烏山出張所【電話番号】	0287-82-2213
鹿沼公共職業安定所【電話番号】	0289-62-5125
栃木公共職業安定所【電話番号】	0282-22-4135
佐野公共職業安定所【電話番号】	0283-22-6260
足利公共職業安定所【電話番号】	0284-41-3178
真岡公共職業安定所【電話番号】	0285-82-8655
矢板公共職業安定所【電話番号】	0287-43-0121
大田原公共職業安定所【電話番号】	0287-22-2268
小山公共職業安定所【電話番号】	0285-22-1524
日光公共職業安定所【電話番号】	0288-22-0353
黒磯公共職業安定所【電話番号】	0287-62-0144

## 失業認定申告書の書き方

### 「失業認定申告書」について

失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 認定日には、①雇用保険受給資格者証 ②失業認定申告書 ③印かん（スタンプ印不可）をお持ちください。
- 2 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。  
もし、間違えたときは、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください。
- 3 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。
  - (1) **就職(見習・試用期間を含む)**した場合には、**採用になった日付**
  - (2) **内職**や**手伝い**をした場合には、**その日付**
  - (3) **パート、アルバイト、臨時雇用**および**日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**  
(これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「**就職**」とみなされる場合があります)
  - (4) **自営業**を開始（**準備期間を含む**）した場合、**会社の役員等に就任した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動**をした場合には、**その日付**

### ご注意ください

- ★ 就労した日については、基本手当の支給を受けることはできませんが、一定の要件を満たした場合に「就業手当」の支給を受けられる場合があります
- ★ 内職、手伝いによる収入があった場合には、一定の基準で計算して基本手当が減額、または不支給となる場合があります。詳しくは、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。
- ★ 必要に応じて、認定の際に運転免許証その他の本人であることを確認することが出来る書類を提示していただくことがあります。

# 失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 11203

① 1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。

**ア** した  
就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。

**イ** しない

4 月	1	2	3	4	5	6	7	5 月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31						

② 2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。

収入のあった日	5 月 25 日	収入額	2 0 0 0 円	何日分の収入か	2 日分
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分

③ 3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

**ア** 求職活動をした

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等			
(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等			
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(電話番号 )				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
(電話番号 )				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	

**イ** 求職活動をしなかった  
(その理由を具体的に記載してください。)  
**新型コロナウイルス感染防止のため求職活動が行えなかった。**

④ 4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。

**ア** 応じられる

**イ** 応じられない

イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

⑤ 5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)
	月 日より就職(予定)	事業所名( ) 所在地(〒 ) 電話番号( )
イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	電話番号( )

⑥ 6 雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 元 年 5 月 28 日

(この申告書を提出する日) ○○ 公共職業安定所長 殿

受給資格者氏名 **雇用 太郎** 印

支給番号 ( **19-123456-7** )

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分 (空欄 未支給以外)	3. 待期満了年月日
4. 支給期間	5. 内職又は手伝いによる収入	6. 基本手当支給日数	
7. 就業手当支給日数	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数	9. 就職年月日一経路	

次回認定日・時間	認定対象期間	※連絡事項
月 日 時から 時まで	月 日 ~ 月 日	

備考 **新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、安定所に出頭することが困難**

取扱者印 \_\_\_\_\_ 操作者印 \_\_\_\_\_

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

## ◎ 失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

- ① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『ア した』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日 (○)、内職または手伝いをした日 (×)

カレンダーに○印または×印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。
- ③ 求職活動の状況を具体的に記入してください  
具体的な記入要領は次のとおりです。

○ 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。

(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。

○ 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。

○ (1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。

(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。

○ (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。

「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち(×月×日採否結果通知予定)」、「×月×日採用(不採用)通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

認定期間に緊急事態宣言発令期間が1日以上含まれている場合であって、新型コロナウイルス感染防止のため求職活動ができなかった場合は、失業認定申告書の3欄の(イ)に○をし、「新型コロナウイルス感染防止のため求職活動が行えなかった。」と

記入してください。

- ④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『**ア 応じられる**』に○印をつけてください。紹介に応じられない場合には『**イ 応じられない**』に○印を付け、その理由を裏面8の（ア）～（オ）から選んで○印を付けてください。
- ⑤ 就職が決まった場合には、就職（予定）年月日、就職先事業所等を正確に記入してください（見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください）。
- ⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、記名押印、または自筆で署名をしてください。